鹿児島県公報

令和6年5月24日(金)第517号



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告示

- ○林業種苗法に基づく指定採取源の指定
- ○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可
- ○家畜伝染病の発生
- ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

人 事 委 員 会 規 則

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(※)

公安委員会公告

○警備業交通誘導警備業務1級及び同2級検定実施公告

(森林経営課取扱い) 1 (漁港漁場課取扱い) 1

(家畜防疫対策課取扱い) 2

(大島支庁取扱い) 3

(職員課取扱い) 3

(生活安全企画課取扱い) 3

告示

鹿児島県告示第435号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第3条第1項の規定により、次のとおり指定採取源として指定する。

令和6年5月24日

鹿児島県知事 塩田康一

指定番号	指定年月	指定採取	樹 種	所在場所	本数及び面	所有者等の氏
	日	源の種別			積	名及び住所
6 - 1	令和6年	普通母樹	すぎ	日置市東市来町	210本	東峯政勝
	5月24日	林		養母麦田2782番	0.09ヘクタ	日置市東市来
					ール	町長里3927

鹿児島県告示第436号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により,次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和6年5月24日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 しゅん功認可年月日 令和6年5月15日
- 2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 塩田康一

- 3 埋立区域
 - (1) 位置

出水郡長島町諸浦字葛輪39番7,39番6,39番42及び39番44の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から②の地点までを順次に結んだ線、②の地点から②の地

点を結ぶ昭和51年7月13日付け鹿児島県指令漁港第148号でしゅん功認可された埋立地と公有水面の境界線(D. L. +3.60メートルにより決定)、②の地点から⑤の地点までを結ぶ既存埋立地と公有水面との境界線(D. L. +3.60メートルにより決定)及び①の地点と⑤の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 葛輪漁港内の防波堤天端に設置された基準点(金属びょう) (北緯32度15分27秒11, 東経130度11分12秒68) から53度55分39秒152.51メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から116度44分30秒4.79メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から177度02分10秒1.61メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から87度49分00秒2.52メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から177度09分30秒2.48メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から266度47分02秒2.62メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から176度47分15秒6.01メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から86度46分52秒2.60メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から176度53分18秒3.08メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から266度47分49秒2.60メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から176度47分07秒51.04メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から86度47分08秒2.66メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から177度20分56秒2.68メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から223度59分50秒2.99メートルの地点
- ⑤の地点 ⑭の地点から314度07分51秒2.66メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から224度07分23秒93.45メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から313度50分39秒5.29メートルの地点
- ⑧の地点 ⑰の地点から44度07分08秒4.00メートルの地点
- ⑨の地点 ®の地点から314度07分13秒59.50メートルの地点
- ②の地点 ③の地点から224度07分08秒4.00メートルの地点
- ②の地点 ②の地点から313度54分02秒7.63メートルの地点
- ②の地点 ②の地点から43度39分09秒84.13メートルの地点
- ②の地点 ②の地点から317度07分16秒0.52メートルの地点
- ②の地点 ②の地点から80度13分54秒19.39メートルの地点
- ②の地点 ②の地点から58度54分00秒36.21メートルの地点
- (3) 面積

8,179.19平方メートル

- 4 埋立地の用途
 - 漁港施設用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
 - 平成30年11月27日
 - 指令漁港第282号
- 6 公有水面法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村 長島町

鹿児島県告示第437号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和6年5月24日

鹿児島県知事 塩田康一

家畜伝染病の種類 ヨーネ病(牛)

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生年月日
患畜	1	曽於市	令和6年4月26日

大島支庁告示第2号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により,次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和6年5月24日

大島支庁長 松藤啓介

事	業 所		松克尔贝	障害児通		
<i>t</i> 7	所 在 地	to the	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	所支援の
名 称		名 称	所在地	名	田	種類
あんだんて	奄美市名瀬大字	アジア通信工業	奄美市名瀬久里	大山 俊輔	令和5年	児童発達
	西仲勝197-1	株式会社	町1番5号		9月1日	支援・保
						育所等訪
						問支援

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年5月24日

鹿児島県人事委員会委員長 富永信一

鹿児島県人事委員会規則第4号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鹿児島県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表中「地域政策総括監 子育て・高齢者支援総括監」を「地域政策総括監」に、「医療技監 新型コロナウイルス感染症総括監」を「医療技監」に、「参事(地域政策担当)」参事(子育て・高齢者支援担当)」を「参事(地域政策担当)」に、「行政経営推進室の主幹(参事付を含む。)」に、「行政経営推進室の主幹(参事付を含む。)」に、「畜産課の管理係長」を「畜産振興課の管理係長」に、「課長 室長」を「課長」に、「課長補佐(総務担当及び総務福利課の福利厚生担当に限る。) 室長補佐」を「課長補佐(総務担当及び総務福利課の福利厚生担当に限る。) 室長補佐」を「課長補佐(総務担当及び総務福利課の福利厚生担当に限る。)」に、「局長 部長 課長」を「局長 部長 地域企業振興監 課長」に、「支庁長 部長」を「支庁長 部長 地域企業振興監」に、「奄美群島振興開発総括監 部長」を「奄美群島開発総括監 部長」を「奄美群島開発総括監 部長 地域企業振興監」に、

Г					. ,			
ı	かごしま県民交流センター	館長	(常勤のる	皆に限る。)	副館長	県民交流課長		を
Г								
'	かごしま県民交流センター	館長	と (常勤の者に限る。)		副館長	県民交流課長		に,
	女性相談支援センター	所長						(⊂,
Γ								
'	若駒学園	園長	副園長	総務課長				を
	女性相談センター	所長						~
Г							_	
'	若駒学園	園長	副園長	総務課長				に改

める。

附則

この規則は,公布の日から施行する。

公安委員会公告

警備業交通誘導警備業務1級及び同2級検定実施公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業交通誘導警備業務1級及び同2級検定を次のとおり実施する。

令和6年5月24日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

- 1 検定の種別及び級の区分
 - (1) 交通誘導警備業務1級
 - (2) 交通誘導警備業務2級
- 2 検定の実施日時,実施場所及び受検定員
 - (1) 実施日時

ア 交通誘導警備業務1級

(ア) 学科試験

令和6年8月27日(火)午前9時から午前11時まで

(イ) 実技試験

令和6年9月14日(土)午前9時から午後5時まで

- イ 交通誘導警備業務2級
 - (ア) 学科試験

令和6年8月27日(火)午前9時から午前11時まで

(イ) 実技試験

令和6年9月21日(土)午前9時から午後5時まで

ウ 検定当日の受付時間

午前8時30分から午前9時まで

(2) 実施場所

いずれの検定も鹿児島県警察本部(鹿児島市鴨池新町10番1号)

(3) 受検定員

いずれの検定も30人(受付先着順とする。)

- 3 検定の受検資格
 - (1) 交通誘導警備業務1級

鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員のうち、次のいずれかに該当する者

ア 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該 合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの イ 鹿児島県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 交通誘導警備業務2級

鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員

- 4 検定の方法及び内容
 - (1) 交通誘導警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- (オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- イ 実技試験
 - (ア) 車両等の誘導に関すること。
 - (イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
 - (ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 交通誘導警備業務2級
 - ア 学科試験
 - (ア) 警備業務に関する基本的な事項
 - (イ) 法令に関すること。

- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

(1) 受付の期間及び時間帯

ア期間

令和6年6月10日(月)から同月21日(金)まで(鹿児島県の休日を定める条例(平成元年鹿児島県条例第37号)第1条の県の休日を除く。)

イ 時間帯

午前8時30分から午後4時まで

(2) 提出書類

ア 交通誘導警備業務1級

- (ア) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第9条の検定申請書(検定規則別記様式第1号。以下「検定申請書」という。) 1通
- (イ) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽,正面,上三分身,無背景の縦の長さ3.0センチメートル,横の長さ2.4センチメートルの写真で,その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉
- (ヴ) 受検者の住所地を疎明する書面(鹿児島県内に住所を有する場合に限る。) 1 通
- (エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面 (鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。) 1通
- (オ) 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後,交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(3の(1)のアに該当する場合に限る。) 1通
- (効) 交通誘導警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し(3の(1)のイに該当する場合に限る。) 1通

イ 交通誘導警備業務2級

- (ア) 検定申請書 1通
- (イ) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽,正面,上三分身,無背景の縦の長さ3.0センチメートル,横の長さ2.4センチメートルの写真で,その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面(鹿児島県内に住所を有する場合に限る。) 1通
- (エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面 (鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。) 1 通
- (3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

受検者が鹿児島県内に住所を有する場合におけるその者の住所地又は受検者が鹿児島 県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄 する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること(受検者本人以外による申請, 郵送等による申請は認めない。)。

6 検定手数料

交通誘導警備業務1級及び同2級ともに、14,000円(14,000円分の鹿児島県収入証紙を検

定申請書に貼付して提出すること。)

なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

(1) 本検定の学科試験の合格発表は、学科試験当日、実施場所において行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

- (2) 本検定の最終合格者発表は、実技試験終了後、実施場所において行う。
- (3) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴、ひも付き警笛及び雨着(雨天時のみ)を持参すること。
- (4) 検定当日, 合格者に対しては検定規則第11条の成績証明書を交付する。
- 8 本検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター 電話番号 099-206-0110 (内線3032・3033)